

令和8年度 八王子市立第五小学校 生活指導の方針・体制

1 生活指導の目標

- (1) 生命の尊さに対する意識を高め、自他を大切にする児童を育てる。
- (2) 危機管理意識（危険予知能力・危険回避力）が高い児童を育てる。
- (3) 心身ともに健全な児童・最後まであきらめないで取り組む児童を育てる。



★生活指導 キャッチフレーズ★

健やかに育て 五小っ子
～誇れる仲間（チーム）になろう！～

- なかま** 自分も友達も大切にしよう。
- あんぜん** 安全に過ごそう。
- あきらめない** 最後まであきらめないで取り組もう。

★第七中学区生活指導共通課題★

持ち物に記名しよう・時間を守って行動しよう・しっかりと話を聞こう

2 指導の重点

- (1) **なかま**教師と児童及び児童同士、**地域**、様々な人との温かな人間関係・信頼関係の確立に努め、「挨拶の徹底」、「自他を大切にする児童の育成」をめざす。
- (2) **あんぜん**「生活」、「交通」、「災害」の3つの安全指導を計画的に取り組み、家庭・地域との協働・連携を図り、「危機管理意識の向上」「交通事故ゼロ」「規範意識の確立」をめざす。
- (3) **あきらめない**家庭への啓発活動を中心に家庭と協働し、「基本的な生活習慣の確立」をめざす。

3 指導内容と手立て

- (1) 生活指導
 - ① 学級指導及び4月の保護者会において、「生活目標」と「五小のきまり」、「五小の遊びのきまり」、「五小っ子ガイド」を伝える。
 - ② 全校朝会や学校だよりで、月目標を児童・家庭に伝える。
 - ③ ふれあい月間（6・11・2月）では、学校生活を振り返るアンケートを児童に実施し、いじめ防止意識を高める具体的な活動を計画し取り組む。
 - ④ 年2回特別支援教育研修会を実施し、教員が児童理解をより適切にできるようにする。
 - ⑤ 不登校児童は校内委員会を実施し、組織的な体制を確立し、生活指導連絡会で共通理解を図る。
 - ⑥ 第七中学区生活指導スタンダードを共通理解し、学区内で連携して生活指導に取り組む。

(2) 安全指導

- ① 月1回、避難訓練を実施する。(不審者、引き渡し、二次避難、地域合同防災訓練を含む)
- ② 月1回、安全指導を行う。
- ③ 年1回、セーフティ教室を実施し、学年の発達段階に応じて防犯教育を行う。
- ④ 1年生は交通安全教室を1回、3・5年生は自転車安全教室を1回開く。
- ⑤ 長期休業前に終業式・修了式で安全指導を行う。
- ⑥ 通学路の点検、登下校の安全指導の徹底を図る。
- ⑦ 教職員への危機管理マニュアルの周知徹底を図る。

4 学校いじめ対策委員会

(1) 学校いじめ対策委員会のねらい

- ① 全教員で気になる児童に関する情報を共通理解し、すぐに生活指導に生かせるようにする。
- ② 生活指導の問題を全職員で取り組めるようにする。
- ③ いじめ案件についての共通理解を図る。

(2) 学校いじめ対策委員会の流れ

司会：学校いじめ対策コーディネーター

記録：生活指導主任

- ① クラスの状況についての情報共有（週ごとに低・中・高学年・みどり学級について）
- ② いじめ案件についての情報共有
- ③ その他生活指導上の共通理解
- ④ 生活指導主任
- ⑤ 副校長
- ⑥ 校長

(3) その他

- ① 気になる児童、いじめ案件についてそれぞれ該当のシートに記入する。
- ② 全体会終了後、校長室で校長、副校長、学校いじめ対策コーディネーター、生活指導主任、各学年・みどり学級主任、SC、SSWで案件についての話し合いを行う。
- ③ 必ず週に1回行う。毎週水曜日。水曜日にできない場合は木曜日に行う。